

6月1日～7日は「第53回水道週間」

照会先 水道課 ☎ 7707

蛇口から あふれるぼくらの 夢・未来

蛇口をひねればあたりまえのように出てくる、私たちの生活になくてはならない「水道」について考えましょう。

水道週間中の市の行事

◆期間 6月1日(水)～7日(火)

◆場所 わかくさ・プラザ「学習情報館・エントランスホール」

◆内容

▽市の水道に関する写真パネルの展示
▽水道相談(午前9時～午後4時)

水道管理のポイント

給水装置(給水管や蛇口、湯沸かし器、その他の給水用具)が古くなると、材質の劣化により、故障や漏水などが起こりやすくなります。事故を防止するために、維持管理を的確に行うことが大切です。給水装置は、家庭や事業所など水道使用者で管理していただくものです。漏水などは、大切な資源「水」の無駄遣いになるほか、水道料金の余分な支払いにもつながります。次のことに十分注意し、無駄のない生活を心掛けましょう。

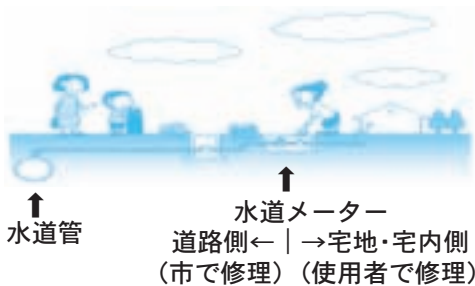
①家庭や事業所の水道の配管状況などを把握しておきましょう。
②2カ月に1度、市が検針して使用水量をお知らせしますが、各自で水道メーターを確認し、使用水量を把握

しましょう。

※漏水の疑いがあるときは、市の指定水道業者に至急調査してもらいましょう。漏水が見つかった場合、漏水の原因によっては水道料金の一部が還付されます。最寄りの水道工事店を知らない方は、関市管工事協同組合(☎ 5348)にお問い合わせください。

※水道メーターより道路側での漏水の場合は水道課へ連絡してください。宅地・宅内側での漏水の場合、使用者が市の指定水道工事店へ修理を依頼してください。また、アパートなど集合住宅は漏水修理の境が異なりますので水道課にお問い合わせください。

漏水修理の区分



※水道の修理は、水道メーターを境に道路側と宅地・宅内側に分かります

水道メーターは8年で取り替え

水道メーターは計量法に基づき8年で取り替えが必要です。市では該当する家庭や事業所などを訪問し、順次取り替えをしていきます。

検針にご協力を

2カ月ごとにメーター検針に伺います。正確かつ効率よい検針のためのメーターボックス付近には物を置かず、犬を近づけないようにしてください。

転入・転出時の届出は

住所変更の時は水道課で手続きが必要です。また、水道の開始・休止などの時も必ず事前に水道課で手続きをしてください(休日を除く)。

ビルなどの貯水槽の管理

貯水槽の設置者は、水槽の点検、清掃、水の検査などを年1回以上受けることが義務づけられています。貯水槽の十分な管理をお願いします。

水質検査結果の閲覧

平成22年度の水質検査結果を水道課で閲覧できます。ご希望の方は水道課までお問い合わせください。

水道施設の改良、統合を進めています

市では、災害に強く効率のよい運営のため水道施設の更新や統合を進めています。上水道施設の中で一番古い小瀬水源地の更新を平成20年度から行い、平成26年度の完成を予定しています。

簡易水道では安定した水道水の供給と効率のよい運営のため、国の補助金を利用して平成20年度から武儀・上之保地域の水道施設の統合を進め、平成28年度に完了する予定です。

＜小瀬水源地の更新＞



▲手前が旧電気発電機棟、奥が新電気発電機棟(3階建て)

＜武儀・上之保地域の統合＞



▲水道管(耐震管)の布設工事(富之保地内)